

瀬戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第1号

瀬戸市学校運営協議会規則（令和5年瀬戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員) 第4条 <省略> 2 <省略> 3 委員の定数は、一の協議会につき15人以内とする。 <u>ただし、第3条第1項ただし書きの規定による場合は、30人以内とする。</u> 4 <省略>	(委員) 第4条 <省略> 2 <省略> 3 委員の定数は、一の協議会につき15人以内とする。 4 <省略>
(会議) 第7条 <省略> 2 <u>前項の規定にかかわらず、委員の委嘱及び任命後最初の会議は、対象学校の校長が招集する。</u> 3 <省略> 4 <省略> 5 <省略> 6 <省略> 7 <省略>	(会議) 第7条 <省略> 2 <省略> 3 <省略> 4 <省略> 5 <省略> 6 <省略>
(報酬及び費用弁償) 第9条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第2号）	(報酬及び費用弁償) 第9条 委員の報酬及び費用弁償については、 <u>瀬戸市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第</u>

に定めるところによる。

別表（第3条関係）

学校の名称	学校の位置
<省略>	
瀬戸市立效範小学校	<省略>
瀬戸市立水野小学校	瀬戸市小田妻町2丁目 22番地
<省略>	
瀬戸市立八幡小学校	<省略>
瀬戸市立西陵小学校	瀬戸市すみれ台1丁目 77番地
<省略>	
瀬戸市立光陵中学校	<省略>
瀬戸市立水野中学校	瀬戸市日の出町34番 地
<省略>	

2号) に定めるところによる。

別表（第3条関係）

学校の名称	学校の位置
<省略>	
瀬戸市立效範小学校	<省略>
<省略>	
<省略>	
瀬戸市立八幡小学校	<省略>
<省略>	
<省略>	
瀬戸市立光陵中学校	<省略>
<省略>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。